

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和元年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十年八月二十七日奈良県指令建第一〇二―四一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月二十四日建第九四〇五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市寺田町四七番五、四八番一の一部及び五〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市五井町二七一―二

株式会社カーテック奈良 代表取締役 山本清和

一 許可番号

平成三十年十一月十二日奈良県指令建第一〇二―一一二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成三十一年四月二十四日建第九四〇六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成三十一年四月二十四日建第五三八〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市東室一〇九番一及び一一〇番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

堺市南区高倉台四丁七番三一―一号

株式会社ライトハウス 代表取締役 小林牧二郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市東室一〇九番一の一部

下水道 葛城市東室一〇九番一の一部

水路 葛城市東室一〇九番一の一部